

国民年金保険料収納事業の民間委託（市場化テスト事業）に対する 厚生労働省年金局及び日本年金機構の考え方について

資料2-1

内閣府からの指摘事項	厚生労働省年金局及び日本年金機構の考え方	次期実施要項への反映案
<p>(1)現在の当局が「取りやすいところから取る」のみとなっている状況のままでは、保険料納付へのコンプライアンスの低下と、保険契約者の数の縮小という国民年金制度の根幹に影響する事態を招きかねないと考えられる。このため、早急に具体的な改善策を取る必要があると考えられるが、どのように対応する方針なのか。また、公共サービス改革法に基づく民間委託で民間の創意工夫を活用させるためには安値落札価格となっている現状を是正する必要があるが、十分な予算措置が取られるのか。</p>	<p>国民年金保険料の収納対策としては、①口座振替の促進やコンビニエンスストア納付など、保険料の納めやすい環境を整備するとともに、②市町村からの所得情報の活用により、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない場合には、強制徴収による厳正な対応を図る、③一方、負担能力が乏しい場合には、免除や学生納付督促制度等を活用することにより、確実な年金受給権に結び付けるなど、未納の特性に応じたきめ細かな対策に取り組んできたところがある。</p> <p>国民年金の納付率向上は、被保険者の負担の公平を図るとともに、将来の低年金・無年金者の発生を防止する観点からも極めて重要であることから、引き続き各般の納付率向上に向けた取組の強化に努めていきたい。</p> <p>市場化テスト事業は、このような取組みの中核であり、その成果が十分に上がるよう改善を図る必要があると考えている。</p> <p>なお、予定価格の設定にあたっては、質の確保及びコスト削減という公共サービス改革法の目的が実現できるよう、適切な積算を行い、必要な予算は確保するようにしたい。</p>	<p>すでに閣議決定されている基本方針に基づき、平成22年10月から事業対象となる185事務所について、対象業務に免除等勸奨業務を追加し、拡大実施する。</p> <p>その際、入札監理小委員会の指導のもと、具体的な改善策を講じたい。</p>
<p>(2)21年度開始事業について、内閣府公共サービス改革推進室は必要に応じ、中間的な実績評価を行なう必要があるものとするが、厚生労働省及び日本年金機構は予算措置も含めてどのような是正策を検討しているのか。</p>	<p>年金事務所向けの連携マニュアルの作成、日本年金機構における体制確保など、現行契約において可能な範囲で対応の強化を図る。</p>	-
<p>(3)内閣府で公表する実績評価について、日本年金機構に関して設置されている政府内の各種第三者委員会においても審議し、今後の是正内容等を的確に監視・モニタリングしてもらう必要があるが、厚生労働省及び日本年金機構は、そのためにどのような手続を用意することが可能か。</p>	<p>日本年金機構の事業実績については、社会保障審議会日本年金機構評価部会において審議されることになっており、国民年金保険料収納事業の実績についても評価対象となる。</p>	-

内閣府からの指摘事項	厚生労働省年金局及び日本年金機構の考え方	次期実施要項への反映案
<p>(4) 国民年金保険料収納事業の公共サービス改革法に基づく民間委託で民間の創意工夫を活用させるためには、日本年金機構の幹部が民間受託事業者を的確に指揮監督するために、現場の職員や保険料滞納者との円滑なコミュニケーションを取り、リーダーシップを発揮することが不可欠となる。民間企業の営業の現場で問題点の改善や顧客の声を重視し、カスタマー・サービスを展開する等営業面でリーダーシップを発揮する経験豊富な人材の登用や、国民年金保険料収納事業の経験豊富な人材の登用等の適切な人材配置を検討する必要があるが、どのような是正策が考えられるのか。</p>	<p>日本年金機構発足に当たっては、民間企業経験者の積極的な採用、本部への年金事務所業務経験者等の配置増、外部委託を横断的に管理する専門部署の設置などの措置を講じたところである。</p> <p>しかしながら、人事異動に伴う市場化テスト事業業務経験者の不足、採用辞退者の発生による欠員など、必ずしも十分な体制となっていない面もあり、今後とも必要な体制確保を図っていききたい。</p>	<p>—</p>
<p>(5) 日本年金機構に保険料収納事業の企画立案を行なう経験のある職員は十分に配置されているのか。また、公共サービス改革法に基づく民間委託の実務作業は、これまで地域事務所で行なわれてきた（21年度事業（全国の1/3）の地域数11、応札数56、22年度事業（全国の2/3）の地域数19、応札数見込み（21年度並と試算）95）が、2年後には全国一元的な入札事務作業を日本年金機構の本部で行なわなければならないが、応札者の審査や契約作成作業はかなりの事務量になるものと見込まれる。現在、これに対応する職員の数は十分に配置されているのか。</p>	<p>現場事務所でのトラブルについては、事件・事故・事務処理誤り報告やコンプライアンス報告として、また加入者からの苦情については、苦情報告や「理事長へのメール」などを通じて本部に報告があがる仕組みとなっており、重要案件については即時に理事長まで報告がなされている。その中で、必要な対応については随時、幹部から指示を行っている。</p>	<p>—</p>
<p>(6) 日本年金機構では、現場事務所でのトラブルの発生や年金加入者からの苦情等が発生した場合、どの程度の時間で理事長及び担当幹部に報告されているのか。民間企業のトップのように現場の声を吸い上げてトップが方針を上意下達する仕組みは機能しているのか。</p>	<p>質の向上を図るために必要な受託事業者との連携が十分でなかったことについて反省しており、今後、この点を改善し、受託事業者との連携強化に努めていきたい。</p>	<p>別紙2参照</p>
<p>(7) 日本年金機構に関する政府の各種第3者委員会で「民間企業のノウハウ」の活用を要請されているが、保険料収納事業の具体的な実施方法をすべて受託事業者に「丸投げ」している状況といわざるを得ないが、どのように改善するのか。</p>	<p>受託事業者と機構本部、ブロック本部及び年金事務所との連携強化に必要な事項を実施要項に盛り込むとともに、年金事務所向けの連携マニュアルを作成したい。また、受託事業者、機構本部、ブロック本部及び年金事務所において、連絡責任者を明確化したい。</p>	<p>別紙2参照</p>
<p>(8) 国民年金保険料収納事業に関する社会保険庁時代のグッド・プラクティスの活用を可能とするためには、その旨が日本年金機構の運営方針に明確に盛り込まれる必要があるが、どのような是正措置を取ることが可能なのか。</p>	<p>電話、文書、戸別訪問の適切な組み合わせにより実施すべきであるとする。特に免除等勧奨については、経済状況などに配慮したきめ細かな対応が必要となるため、戸別訪問が有効な旨を説明し、必要な取組を求めることとする。</p> <p>また、納付督促を行う中で、「経済的に納付が困難である」といったことが滞納の理由であった場合には、年金受給権の確保の観点から免除制度の活用を積極的に説明する必要があると考える。</p> <p>なお、これらの説明により滞納者から免除等申請が行われたケースについては、年金事務所において関係法令に基づく審査を行い、承認することとなっている。</p>	<p>別紙1参照</p>
<p>(9) 免除勧奨業務の強化の意味が的確に現場に伝わらないと、納付率を上げるために免除勧奨案件を甘く認定して報告する等の不適切な処理が増加するが、民間受託事業者の業務内容をチェックするどのようなセーフガード措置がとられているのか。また、地方税徴収業務のノウハウを生かしてコンプライアンスを強調する業者が存在する一方で、「取りやすいところから取る」方針で電話のみで免除勧奨業務を行なうことを提案する業者が存在することに対してはどのように対応するのか。</p>	<p>電話、文書、戸別訪問の適切な組み合わせにより実施すべきであるとする。特に免除等勧奨については、経済状況などに配慮したきめ細かな対応が必要となるため、戸別訪問が有効な旨を説明し、必要な取組を求めることとする。</p> <p>また、納付督促を行う中で、「経済的に納付が困難である」といったことが滞納の理由であった場合には、年金受給権の確保の観点から免除制度の活用を積極的に説明する必要があると考える。</p> <p>なお、これらの説明により滞納者から免除等申請が行われたケースについては、年金事務所において関係法令に基づく審査を行い、承認することとなっている。</p>	<p>別紙1参照</p>

内閣府からの指摘事項	厚生労働省年金局及び日本年金機構の考え方	次期実施要項への反映案
<p>(10)安値競争と悪質業者を排除するためには、総合評価の評価点の算出方法を除算方式から加算方式に変更する必要があるものと考ええる。しかしながら、単に方式を変更するのではなく、民間事業者に対して具体的に何を要求するのか。次回実施要項の達成目標は何かを明らかにする必要はあるが、どのような達成目標を考えているのか。</p>	<p>事業の目的は、従来どおり「国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保等に係る理解の促進を図ることにより、滞納保険料の納付のみならず将来にわたる自主的な保険料納付に結びつけ、保険料収納の向上を図るもの」と考えており、次期実施要項案においても同様である。</p> <p>また、総合評価点の算出方法は除算式から加算式に変更することとしたい。</p> <p>なお、加算式への変更と併せて、要求水準未達成の場合の減額措置の見直し（増額措置と同様の措置とする）も行いたい。</p>	<p>—</p>
<p>(11)戸別訪問に関し、何を民間事業者に要求するのか明らかにならない中で、内閣府の実績評価において、従来の国民年金推進員の仕組みを明確に示して民間委託するよう是正を求めた場合、厚生労働省及び日本年金機構が国民年金推進員を基本とした民間委託を新たに開始することを表明することに何か支障があるのか。</p>	<p>戸別訪問は、電話、文書で効果が上がらない者を対象に、この対象者が多い地域から優先的に実施することを予定している。</p> <p>戸別訪問においては、保険料収納だけでなく、口座振替の獲得、滞納者の状況に応じて免除等勧奨を行うことや、その前提としての年金加入の意義の説明を行うことも重要であると考え</p>	<p>別紙 1 参照</p>
<p>(12)地方税徴収事務（地方税職員の場合は個々の事務で広報、相談、指導、調査を組み合わせている）の受託事業の場合は滞納者への戸別訪問による納付勧奨に極めて細やかな対応を要求されるに対し、日本年金機構の保険料収納事業の場合は単純な指示しかなされていない。戸別訪問は何を達成目標とするものとし、どのようにモニタリングすべきものなのか。</p>	<p>なお、具体的な戸別訪問の実施件数や配置人数の設定までは行わないが、従来の国民年金推進員の配置状況や活動状況などについては、十分な情報開示を行う。</p>	

内閣府からの指摘事項	厚生労働省年金局及び日本年金機構の考え方	次期実施要項への反映案
<p>(13)国の行政機関や自治体が離島、山間地域等への行政サービスの提供やコンプライアンスの維持の取締りのために幹部・職員を派遣しているのに対し、日本年金機構の場合は、そのような地域への保険料滞納者に対しては戸別訪問をすることがない旨を明らかにするというのは問題ではないのか。本件について入札を検討する民間事業会社に対してどのように説明する予定であるのか。</p>	<p>戸別訪問は、電話、文書で効果が上がらない者を対象に、この対象者が多い地域から優先的に実施することを予定している。 したがって、遠隔地であっても、対象者が相当数存在する場合には実施を求めることとなるが、具体的にはコストパフォーマンスも勘案して判断すべきと考える。</p>	<p>別紙 1 参照</p>
<p>(14)内閣府による民間受託事業者ヒアリングにおいて、「厚生労働省の国民年金保険料の納付率等の新聞発表が現年度納付率に重点を置いているため、現場の年金事務所の幹部が、民間受託事業者に対して、事務所の成績を上げるために現年度分の徴収に特に重点を置いた徴収を行なう指示している」との指摘がなされている。この点に対してどのように対応するのか。また、現年度分の納付よりも、時効にならないよう過年度分の支払いを行ないたい未納者が多い中で、そのような未納者に対してどのように民間受託事業者に具体的に対応するよう指導するのか。また、現場で職員と民間受託事業者が混乱していると認められることに対し、今後、現場に対して混乱解消のために、どのような具体的な指示を出すのか。</p>	<p>日本年金機構の事業計画においては、現年度保険料と過年度保険料の両方について目標を設定しており、全年金事務所に周知している。 また、厚生労働省における保険料納付率のプレス発表についても、現年度納付率と過年度納付率を併記しているが、今後さらに工夫をしたい。（別紙 3 参照） なお、現年度保険料と過年度保険料に関する指示内容の適正化についても、年金事務所向け連携マニュアルに盛り込むこととした。</p>	<p>—</p>
<p>①公表資料「平成20年度における国民年金保険料の納付率について」は明らかに、過年度分の納付実績や取組方針について言及しておらず、この内容では現年度分の納付率向上の方が優先されていないかという誤解を与え、不合理な圧力を受けるおそれが生じる内容であり不適当と認めざるを得ない。公共サービス改革法に基づく民間委託で民間の創意工夫を活用させるためには、このような公表内容は現場に無用な圧力をかけないよう是正する必要がある。どのような改善策が考えられるか。</p>		
<p>②日本年金機構は、現場の年金事務所に誤った指示を民間受託事業者に行なわないようどのように指導しているのか。</p>		
<p>③現場の年金事務所幹部から不合理な圧力を民間受託事業者が受けた場合、民間事業者はどのように対応すべきなのか。この点に関し、日本年金機構は本部が責任を持って対応する等の明確な指示文書を発出している事実があるのか。</p>		
<p>(15)日本年金機構の滞納者の名簿のうち、住所や電話番号が不明の者は何%程度存在すると考えているのか。日本年金機構は他の国の行政機関や自治体のように、住所や電話番号が不明の者の移動情報の解明を行なっているのか。民間受託事業者が接触可能な保険契約者のみに電話で接触し、「取りやすいところから取る」のみとならないようどのような工夫を行なっているのか。</p>	<p>電話番号については、国民年金原簿の必須記載事項ではないが、各種届出等への記載をお願いし、協力が得られる範囲でデータの収録に努めているところ。したがって、滞納者名簿に電話番号が不明な者は一定数含まれざるを得ないことをご理解願いたい。 なお、住所については、住基ネットとの突合等により把握に最大限努力しているが、平成23年4月からは、住基ネットが保有する本人情報（現住所等）を取得することとしている。</p>	<p>—</p>

内閣府からの指摘事項	厚生労働省年金局及び日本年金機構の考え方	次期実施要項への反映案
(16)日本年金機構と受託事業者の連携の強化がいわゆる偽装請負と見なされないために、両者の間の情報交換やノウハウの交換が業務委託に不可欠であること等連携の強化の基本的な考え方をどのように実施要項で記載するのか。	受託事業者と機構本部、ブロック本部及び年金事務所との連携強化に必要な事項を実施要項に盛り込むとともに、年金事務所向けの連携マニュアルを作成したい。また、受託事業者、機構本部、ブロック本部及び年金事務所において、連絡責任者を明確化したい。	別紙 2 参照
(17)民間受託事業者が戸別訪問を重視するようにするためには、総合評価の評価基準で戸別訪問に関する事項に高いウェイトを置く方法と支払い方法のインセンティブやディスインセンティブを活用する方法が考えられるが、どのように改善することを考えているのか。	戸別訪問実施に必要な人員が十分に配置されていることを入札における加点要素として高く評価するなど、総合評価基準表の設定を工夫する。	別紙 1 参照
(18)内閣府による民間受託事業者ヒアリングにおいて、「民間受託事業者が電話勧奨をする際に振り込め詐欺と疑われるのを防ぐために、民間事業者が納付勧奨をしていることに関し、年金事務所の封筒に以前は明記されていたのが、なくなってしまったので、改めて年金事務所の封筒に明記してもらいたい。」との要望がなされたことに関し、どのような対応を考えているのか。	各年金事務所の納付書送付用封筒に、順次、その旨を印刷しているところである。	-

実施要項改正における戸別訪問活用の考え方

(1) これまでの実施要項においては、公共サービス改革法の趣旨に鑑み、民間の創意工夫やノウハウを最大限活用するため、督励手法はすべて民間事業者の提案に委ねており、本来、委託元である社会保険庁が期待する督励手法の位置付けについて、十分な記載内容となっていなかった。その結果、低価格競争が進み、要求水準の達成状況も同様に低調な傾向となっておりである。

民間の創意工夫を活用しつつ、要求水準の達成並びに納付率向上を図る必要があることから、次期実施要項案については、「電話」、「文書」、「戸別訪問」を適切に組み合わせることを明記し、併せて戸別訪問に必要な人員を必ず配置させることとした。

(2) 戸別訪問による納付督励は、すべての滞納者に実施するものではなく、電話、文書による督励だけで実績が上がらない者を対象とする。

また、戸別訪問の対象者が多い地域から優先的に実施するものとする。なお、山間僻地など遠隔地であっても、対象者が相当数存在する場合には実施を求めるとなるが、具体的にはコストパフォーマンスも勘案して判断すべきと考える。

(3) 戸別訪問による納付督励の業務内容については、「国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保に係る理解の促進を図ることにより、滞納保険料の納付のみならず将来にわたる自主的な保険料納付に結び付け、保険料収納の向上を図る」ことを目的とし、対象者の経済状況等に応じ、納付督励や口座振替勧奨、免除等勧奨を実施するものとする。また、納付督励に必要な制度の説明や国民年金加入の意義などについての普及啓発も行うものとする。

(4) 戸別訪問員の具体的な人数や実施件数については、定量的な要求はせず、電話、文書督励との適切な組み合わせ方を各民間事業者の創意工夫により設定することが適当と考えるが、これまでの各地域ごとの国民年金推進員の設置数や活動回数など、積算に必要な十分な情報開示を行うこととする。

実施要項改正における受託事業者との連携協力の考え方

以下の点を次期実施要項に明記することとしたい。

- ① 受託事業者において、契約期間中の各年度ごとに、要求水準達成のための納付督励実施計画（事業計画）を提出すること。（各月ごとの実施報告書の提出については記載済み）
- ② 本部との定例打合せ（四半期ごと）の他、県別に各年金事務所・ブロック本部との定例月次打合せを実施すること。（これまでは「業務管理マニュアル」において明示）
このため、受託事業者における各県ごとの責任者を明確にすること。
- ③ 毎月報告される実施報告書等に基づき、要求水準の達成が困難と見込まれる事業者に対して、機構本部、ブロック本部及び年金事務所は、事業目標達成に向けた助言・要請を行う。受託事業者は、これを受け、必要な改善措置を講じること。

(照会先)
厚生労働省年金局
事業管理課
課長 補佐 大田 成昭 (内線 3661)
事業企画課調査室 長 補佐 仲津留 隆 (内線 3582)
室長 補佐 佐 電話 (代表) 03-5253-1111

平成 22 年 3 月 23 日

国民年金保険料の納付率について

(平成 22 年 1 月末現在)

○現年度分 (21 年 4 月～21 年 12 月分) の納付率は、58.9% (対前年同期比
△2.0%)

	納付月数 (4月分～12月分)	納付対象月数 (4月分～12月分)	納付率
22年1月末 (対前年同期)	7,745万月 (△4.3%)	13,158万月 (△1.0%)	58.9% (△2.0%)
21年1月末	8,094万月	13,290万月	60.9%

○過年度分 (19年度分) の納付率は、19年度末から4.4ポイントの伸び

	19年度末 現在	20年度末 現在	11月末 現在	12月末 現在	1月末末 現在	19年度末現在 からの伸び
19年度分	63.9%	66.7%	68.1%	68.2%	68.4%	+4.4%

○過年度分 (20年度分) の納付率は、20年度末から2.6ポイントの伸び

	20年度末 現在	11月末 現在	12月末 現在	1月末末 現在	20年度末現在 からの伸び
20年度分	62.1%	64.3%	64.5%	64.6%	+2.6%

都道府県別納付状況

平成22年1月末現在

(単位:%)

都道府県	現年度分		過年度分			
	納付率	納付率伸び (対前年同期)	19年度分		20年度分	
			納付率	19年度末現在 からの伸び	納付率	20年度末現在 からの伸び
全国	58.9	△2.0	68.4	+4.4	64.6	+2.6
北海道	57.7	△1.2	67.5	+5.1	63.6	+3.5
青森	56.8	△1.4	66.4	+4.6	63.0	+3.1
岩手	66.7	△3.0	78.5	+4.7	74.7	+2.9
宮城	56.7	△2.0	67.1	+4.9	63.4	+3.4
秋田	69.5	△2.1	80.2	+4.2	76.6	+2.9
山形	69.9	△2.3	79.2	+4.4	76.2	+2.5
福島	59.8	△2.1	71.5	+4.3	67.9	+2.8
茨城	56.3	△1.8	64.8	+3.9	61.2	+2.1
栃木	57.2	△2.3	66.3	+4.0	63.2	+2.6
群馬	62.4	△2.7	72.4	+4.0	68.8	+2.5
埼玉	55.9	△2.5	65.3	+4.4	61.2	+2.1
千葉	56.9	△1.5	65.6	+4.4	61.9	+2.6
東京	55.4	△1.5	64.6	+5.3	60.5	+2.8
神奈川	58.2	△0.9	66.9	+5.0	62.9	+2.7
新潟	71.3	△1.8	80.2	+4.1	77.0	+2.6
富山	69.5	△2.3	78.5	+3.9	75.1	+2.1
石川	69.8	△2.1	78.3	+3.8	75.5	+2.3
福井	70.4	△2.2	79.4	+3.9	76.4	+2.5
山梨	66.1	△3.6	76.6	+3.6	72.9	+2.3
長野	67.7	△2.6	77.9	+3.9	73.9	+2.5
岐阜	68.3	△2.4	76.0	+2.9	72.9	+1.5
静岡	62.1	△2.9	71.7	+3.7	67.9	+2.3
愛知	61.5	△2.3	70.0	+3.6	66.6	+2.1
三重	66.5	△1.5	74.4	+3.4	71.0	+1.9
滋賀	65.8	△2.3	74.5	+3.7	71.2	+2.2
京都	59.5	△2.5	68.9	+4.2	65.9	+3.0
大阪	49.4	△2.3	59.5	+5.1	55.3	+2.5
兵庫	58.0	△2.0	67.5	+4.6	63.9	+2.7
奈良	62.4	△1.9	71.1	+3.8	67.9	+2.1
和歌山	67.5	△2.5	75.3	+3.8	72.8	+1.5
鳥取	65.0	△3.4	77.2	+4.3	72.9	+2.7
島根	71.7	△2.4	81.5	+3.9	78.3	+2.4
岡山	59.9	△3.1	71.6	+4.5	67.2	+2.8
広島	62.3	△2.2	71.9	+4.3	68.5	+2.8
山口	66.3	△2.8	75.7	+4.1	72.9	+2.2
徳島	61.9	△1.9	70.4	+3.8	67.1	+2.4
香川	67.7	△1.7	76.7	+4.0	73.7	+2.7
愛媛	66.9	△2.4	76.3	+3.2	72.9	+2.5
高松	61.8	△3.6	71.7	+3.4	67.9	+1.1
福岡	56.6	△2.9	67.1	+3.9	63.4	+2.2
佐賀	63.2	△2.2	73.2	+4.5	69.5	+2.5
長崎	54.4	△1.8	64.1	+4.3	60.3	+2.8
熊本	59.2	△2.3	69.3	+4.6	65.6	+2.6
大分	62.4	△3.6	72.9	+3.6	70.0	+1.8
宮崎	58.3	△2.1	68.0	+4.7	65.2	+2.9
鹿児島	56.9	△2.1	67.8	+3.9	63.5	+2.5
沖縄	36.8	△1.4	48.5	+5.6	43.7	+3.5

(参考資料1)

現年度分の納付率の推移

(単位：%)

	21年度 (実績)	20年度 (実績)
5月末現在 (4月分)	52.7	54.3
6月末現在 (4月～5月分)	55.6	57.4
7月末現在 (4月～6月分)	56.9	58.9
8月末現在 (4月～7月分)	56.6	58.5
9月末現在 (4月～8月分)	56.9	58.8
10月末現在 (4月～9月分)	57.5	59.4
11月末現在 (4月～10月分)	58.0	59.9
12月末現在 (4月～11月分)	58.8	60.7
1月末現在 (4月～12月分)	58.9	60.9
2月末現在 (4月～1月分)		61.1
3月末現在 (4月～2月分)		61.5
4月末現在 (4月～3月分)		62.1

都道府県別全額免除割合

平成22年1月末現在

	現年度					全額免除 割合	前年同期 全額免除 割合	前年度末 全額免除 割合	対前年同期 増減幅
	法定免除 割合	申請全額 割合	学特割合	若年割合	学生納付特例者数 十若年納付猶予者数				
全 国	6.1	10.4	7.8	1.8	26.2	25.1	26.5	1.0	
北海道	10.1	14.3	7.2	2.1	33.7	31.5	33.1	2.2	
青森	7.8	17.8	5.3	2.0	32.9	31.2	33.2	1.7	
岩手	7.9	13.4	5.4	1.8	28.5	28.2	30.0	0.3	
宮城	5.5	11.1	7.5	2.0	26.2	25.4	27.1	0.8	
秋田	7.8	14.4	6.2	1.9	30.4	29.0	30.8	1.3	
山形	6.5	10.6	7.0	2.0	26.1	24.8	25.7	1.3	
福島	6.6	12.5	6.8	2.4	28.3	26.2	29.2	2.1	
茨城	4.5	9.0	7.4	1.5	22.5	21.5	22.7	1.0	
栃木	5.3	8.7	6.8	1.8	22.6	22.3	24.1	0.3	
群馬	4.9	8.4	6.9	1.7	21.9	22.2	23.5	-0.3	
埼玉	4.3	6.3	7.7	1.6	19.9	18.8	20.0	1.0	
千葉	4.4	5.4	7.9	1.5	19.3	18.7	19.9	0.5	
東京	4.4	5.8	7.6	1.3	19.1	18.2	19.3	0.9	
神奈川	5.2	5.5	7.9	1.5	20.1	18.6	19.7	1.6	
新潟	7.1	8.7	8.3	2.0	26.1	25.2	26.3	0.9	
富山	6.1	7.3	8.8	1.4	23.5	22.6	24.1	0.9	
石川	5.7	9.2	9.4	2.0	26.3	25.1	26.4	1.2	
福井	5.6	9.3	8.4	1.9	25.2	24.4	25.7	0.8	
山梨	5.2	9.6	9.0	1.9	25.7	25.8	27.0	-0.2	
長野	5.9	8.7	6.9	1.7	23.2	22.3	23.7	0.9	
岐阜	4.7	8.2	7.3	1.5	21.7	20.4	21.6	1.3	
静岡	5.1	6.2	7.1	1.3	19.7	19.4	20.2	0.3	
愛知	4.5	7.8	7.0	1.5	20.8	19.8	20.7	1.0	
三重	6.0	8.7	7.5	1.7	23.9	22.5	23.7	1.4	
滋賀	5.2	9.4	9.9	2.2	26.7	25.7	27.2	1.0	
京都	6.8	13.0	9.8	2.1	31.7	31.5	32.9	0.2	
大阪	6.7	13.8	7.5	2.1	30.2	28.6	30.0	1.5	
兵庫	6.3	12.4	10.0	2.1	30.8	29.3	31.0	1.5	
奈良	5.5	12.5	10.4	2.2	30.6	30.1	31.4	0.5	
和歌山	6.2	16.0	7.7	2.4	32.3	32.4	33.8	-0.2	
鳥取	7.7	14.7	8.4	2.5	33.3	33.0	34.3	0.3	
島根	9.1	11.0	9.4	1.9	31.3	30.1	31.7	1.2	
岡山	7.2	10.8	8.8	1.8	28.5	29.0	30.3	-0.5	
広島	7.5	9.6	9.1	1.6	27.9	26.8	28.6	1.0	
山口	8.0	13.4	8.2	2.3	31.9	31.2	32.6	0.7	
徳島	8.5	15.3	9.0	1.8	34.6	32.7	34.0	1.8	
香川	6.7	11.6	9.0	1.7	29.0	28.5	29.7	0.6	
愛媛	8.2	17.3	7.7	2.5	35.7	34.2	35.3	1.6	
高知	9.4	16.3	7.6	2.1	35.4	35.1	36.0	0.3	
福岡	8.0	16.2	9.3	2.4	36.0	34.9	36.9	1.0	
佐賀	7.0	13.9	8.3	2.4	31.7	30.4	32.0	1.2	
長崎	9.2	14.1	6.5	1.7	31.5	30.4	32.2	1.1	
熊本	7.1	14.0	7.0	2.0	30.2	28.5	30.6	1.7	
大分	8.5	16.1	9.0	3.0	36.7	35.9	38.0	0.7	
宮崎	7.7	17.8	6.7	2.2	34.3	32.9	34.5	1.5	
鹿児島	9.9	17.7	6.9	2.2	36.8	35.2	36.9	1.6	
沖縄	7.0	28.2	5.5	2.2	42.9	40.9	43.0	2.0	

注)

法定免除者数十申請全額免除者数十学生納付特例者数十若年納付猶予者数

全額免除割合＝

第1号被保険者数(任意加入被保険者を除く)

(参考資料 3)

納付率の定義

現年度分の納付率

・現年度分の納付率は、1月未納期限までの現年度分保険料を下記の定義により算出したもの。

(21年12月分保険料であれば22年1月未納期限 → 22年2月末算出)

$$\left[\frac{21 \text{ 年 4 月から } 22 \text{ 年 1 月 未納期限までの納付月数 (未経過の前納含まず)}}{\quad} \right]$$

21年度分の納付率＝

$$\left[\frac{21 \text{ 年 4 月から } 22 \text{ 年 1 月 未納期限までの納付対象月数}}{\quad} \right]$$

過年度分の納付率

・過年度分(19・20年度分)の納付率は、22年1月末までの過年度分保険料を下記の定義により算出したもの。

$$\left[\frac{19 \text{ 年 4 月から } 22 \text{ 年 1 月 未までの納付月数}}{\quad} \right]$$

19年度分の納付率＝

$$\left[\frac{22 \text{ 年 1 月 未現在における } 19 \text{ 年度分の納付対象月数}}{\quad} \right]$$

$$\left[\frac{20 \text{ 年 4 月から } 22 \text{ 年 1 月 未までの納付月数}}{\quad} \right]$$

20年度分の納付率＝

$$\left[\frac{22 \text{ 年 1 月 未現在における } 20 \text{ 年度分の納付対象月数}}{\quad} \right]$$